

天理市空き家に附属した農地の指定に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、人口減少、農家の高齢化、後継者不足等により、遊休農地が増加する中、他市町村からの定住促進に伴う新規就農の促進とこれによる遊休農地発生抑制を図るため、農地法第3条第2項第5号の別段面積を適用するための空き家に附属した農地の指定基準を定めるものである。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 農地法第2条第1項に規定する農地をいう。
- (2) 別段面積 農地法第3条第2項第5号の規定により天理市農業委員会（以下「農業委員会」という。）が定めた面積をいう。
- (3) 空き家 居住その他の使用がなされていないことが常態である（近く居住その他の使用がなされないことが常態になる予定のものも含む）市内に存在する建物（共同住宅、アパート、マンションを除く）をいう。
- (4) 空き家バンク 天理市空き家バンク設置要綱第2条第1項第4号に規定する空き家バンクをいう。
- (5) 空き家に附属した農地 空き家バンクに登録された空き家の所有者又はその法定相続人が権利を有する天理市内にある農地であって、農業委員会による指定を受けたものをいう。
- (6) 遊休農地 農地法第32条第1項各号に掲げる農地をいう。

(別段面積)

第3条 空き家に附属した農地について設定する別段面積は、1アールとする。

(指定及び条件)

第4条 空き家及び空き家に附属した農地の指定を受けようとする者は、空き家に附属した農地指定申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて農業委員会に提出しなければならない。

2 農業委員会は、農地の所有者より前項の申請を受け、次に掲げる事項の全てを満たすことを確認できた場合は、その議決により当該農地を空き家に附属した農地に指定するものとする。

(1) 空き家及び空き家に附属した農地の所有者が同一であること。ただし、所有者が死亡し、その相続人が明らかである場合、または農業委員会が認めた場合はこの限りではない。

(2) 申請する農地の全部又は一部が地域との調和要件に抵触しない農地であること。

(3) 指定を申請する時点において、申請する農地の全部又は一部が遊休農地であること。

(4) 指定を申請する時点において、申請する農地の全部又は一部が、第三者による賃借権その他利用権の目的になっていないこと。

(5) 指定を申請する時点において、申請者と第三者との間で申請する農地の耕作等の委託契約等が締結されていないこと。

(6) 指定を申請する時点において、申請する農地の全部又は一部が、多面的機能支払交付金事業や中山間地域直接支払交付金事業等の国の補助事業の対象になっていないこと。

2 前項の指定を受けようとする者は、空き家に附属した農地指定申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて農業委員会に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第5条 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当するとき、その議決により、前条第2項に基づく空き家に附属した農地の指定を取り消すものとする。

(1) 空き家バンクにより空き家に係る権利を取得した者が空き家に附

属した農地の所有権を取得したとき。

(2) 天理市空き家バンク設置要綱の第8条の規定により空き家バンクの登録が抹消されたとき。

(3) 申請者から指定の取消しの申出があったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、農業委員会が空き家に附属する農地としての指定を適当でない認めるとき。

(告示)

第6条 農業委員会は、空き家に附属した農地を指定したとき又はその指定を取り消したときは、速やかに告示するものとする。

(指定後の調査及び指導)

第7条 農業委員会は、この基準に基づいて指定した空き家に附属した農地の利用状況について、適宜調査を行うものとする。

(疑義)

第8条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、農業委員会会長が定める。

附 則

この基準は、令和元年5月1日から施行する。

令和 年 月 日

空き家に附属した農地指定申請書

天理市農業委員会 会長 様

(申請人)

住所

氏名

㊟

空き家バンク登録物件に附属した下記の農地について、農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積（1アール）の指定を受けたいので申請します。

空き家の所在地： 天理市

空き家の所有者：

農地の所在	地番	面積(㎡)	地目	売買等の条件などを記入

【連絡・照会先】

住 所：

氏 名：

電話番号：

【誓約事項】

農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積1アールの指定を受けた後の売買については、空き家バンクに登録した空き家とセットで購入する者への売買にのみ適用されることを確認しています。対象者以外と売買を行う場合は、取り消しを受けても異議はありません。

【添付書類】 土地の登記事項証明書（全部事項証明書） 公図 位置図 現況写真

空き家に附属した農地指定申請書 添付書類等について

【添付書類】

登記事項証明書	法務局が発行する全部事項証明書
公 図	法務局が発行する公図
位 置 図	住宅地図など
現況写真	申請地を表示し、少なくとも2方向から撮影したもの

【指定できる条件】

空き家バンクに登録された空き家の所有者が所有する遊休農地で、以下の農地に該当しないこと。

- (1) 貸借権、利用権が設定されている農地
- (2) 農地中間管理権が設定されている農地
- (3) 作業受委託契約がされている農地
- (4) 交付金事業の対象となっている農地（多面的機能支払交付金事業や中山間地域直接支払交付金事業等）

耕作誓約書

(空き家バンク用)

令和 年 月 日

天理市農業委員会 会長 様

申請人 住所

氏名

印

農地法第3条の規定による許可を受けました後は、取得する農地を5年以上継続して耕作することを誓約いたします。

記

申請農地

- | | | | | |
|---|------|---|-----|----------------|
| 1 | 天理市 | 町 | ・面積 | m ² |
| | (地目) | | | |
| 2 | 天理市 | 町 | ・面積 | m ² |
| | (地目) | | | |
| 3 | 天理市 | 町 | ・面積 | m ² |
| | (地目) | | | |
| 4 | 天理市 | 町 | ・面積 | m ² |
| | (地目) | | | |
| 5 | 天理市 | 町 | ・面積 | m ² |
| | (地目) | | | |

空き家に附属した農地の権利取得の申請（農地法第3条申請）について

農地法第3条第1項の規定による書類のほか、下記の書類を農業委員会に提出をお願いします。

- (1) 取得農地を5年以上継続して耕作する旨の誓約書（様式第2号）
- (2) 賃貸契約書、売買契約書の写し等、空き家に居住することが確認できるもの
- (3) その他、農業委員会が必要と認めるもの

天理市農業委員会 告示 第 号

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条第 2 項第 5 号の規定による天理市農業委員会が定める別段面積（下限面積）を下記のとおり定めたので、告示する。

令和 年 月 日

天理市農業委員会
会長 藏本 純次 印

記

空き家に附属した農地に限定した設定（農業委員会が指定した農地に限る）

下限面積	設定区域	面積	備考
	天理市内全域	1 アール	

この告示は、令和 年 月 日から施行する。

(申請人) ○○市○○町○○番地
天理 太郎 様

令和 年 月 日付けをもって申請のあった下記の農地について、農地法第
3条第2項第5号に規定する別段面積(1アール)の指定したことを通知しま
す。

令和 年 月 日

天理市農業委員会
会長 藏本 純次 印

記

指定する農地

所 在	地 番	面積(m ²)	地 自	備 考